

平成 22 年度 第 3 回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成 22 年 11 月 17 日（水）午後 2 時～4 時
- 2 開催場所 練馬区役所 西庁舎 8 階 理事者控室
- 3 出席者
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、収納課長、道路公園課長、
計画課長、施設給食課長、納税係長、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
 - (1) 審議案件
 - ①平成 22 年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
 - (2) 報告事項
 - ①委託契約における制限付き一般競争入札の対象拡大について
 - ②区内事業者優先発注基準について
 - ③業務委託成績評定制度（試行）の実施状況について
 - ④工事契約における受注制限の見直しについて
 - ⑤建築工事成績評定について
 - ⑥平成 22 年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について
- 6 会議の内容

■前回議事録の確認について

→全委員了承。

●進行について事務局から説明

同時刻に会議が重なっている関係課長がいるため、審議案件を後に、報告事項を先にさせていただきたい。

（委員長）

では本日の議事は報告案件を先にしていただき、その後審議案件について審議することとする。

■委託契約における制限付き一般競争入札の対象拡大について（報告）

（事務局）

→資料 5 に基づき、委託契約における制限付き一般競争入札の対象拡大について説明。

(委員)

23年度の件数は、予定ということだが、建物清掃19件というのは全件ということか。

(事務局)

予定金額は今年状況を参考にし、見込みをたてている。具体的な件数は多少前後する。

(委員)

4業種については、23年度からは、1000万以上の案件は全件実施するということか。

(事務局)

そのとおりである。

■区内事業者優先発注基準について（報告）

(経理用地課長)

→資料6に基づき、区内事業者優先発注基準について説明。

■業務委託成績評価制度（試行）の実施状況について（報告）

(事務局)

→資料7に基づき、業務委託成績評価制度（試行）の実施状況について説明。

■工事契約における受注制限の見直しについて（報告）

(経理用地課長)

→工事契約における受注制限の見直しについて説明。

■建築工事成績評価について（報告）

(施設管理課長)

→建築工事成績評価について説明。

■平成22年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（報告）

(事務局)

→資料8, 9に基づき、平成22年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について説明。

(委員)

指名停止について、正当な理由なく契約を履行しないというのは、どの程度履行しないのか。

(事務局)

落札決定をしたが、相手方の事情で契約を締結しないという事態となったので、不誠実な行為とした。

(委員)

正当な理由なくとあるが、理由は聞くのか。

(事務局)

具体的な理由については不明であるが、考えられるのは工事であれば、実際に工事を請け負うことがかなわない事態になったというように推測している。

(委員)

技術者が病気になったとか、そういうのは正当な理由になるのか。正当な理由の範囲を教えてほしい。

(経理用地課長)

この件についてはおそらく積算を間違っただものと思われる。それ以外に理由があるのかもしれないが、担当レベルではそういったニュアンスで聞いている。一般に、入札をし、落札者が決まった後に辞退されると、影響ははかりしれない。事務的に入札の手続きをもう一度しなければならぬことはもちろんだが、工事であれば工期の問題が出てくるので、落札したにもかかわらず辞退をするということは基本的にすべて指名停止に該当すると考えている。

正当な理由の具体例は想定していないが、事例により個別に判断することになる。

■平成 22 年度前期入札案件の参加資格設定経過等について（審議）

●抽出案件の説明

(委員)

当番委員である私より、今回の抽出した案件について、抽出理由を説明する。

1 (仮称) 練馬区立大泉学園町九丁目公園第一期整備工事

高額な契約案件であることから経過を知りたいということで抽出した。

2 道路新設（改良）工事（その2）

落札率が100%であるということで、どのような経過でそうなったかを知りたいということで抽出した。

3 道路維持（舗装側溝）工事（その5）単価契約【ほか複数案件】

関連する案件4件が同じ入札日であって、その契約金額にあまり差がなく、そのうちの2つは同じ金額で契約されているので、どのような経過でそうなったかを知りたいということで抽出した。

4 特別区民税・都民税普通徴収分の口座振替依頼書の購入（単価契約）

区内業者ではできなかったのかという疑問から抽出した。

5-1 練馬区立小学校のプール清掃

5-2 練馬区立中学校のプール清掃

区立小学校のプール清掃と区立中学校のプール清掃で、落札率に違いがあるので抽出した。

●抽出案件1

（仮称）練馬区立大泉学園町九丁目公園第一期整備工事

（事務局）

今回、高額な案件のため経過を確認したいとのことで抽出いただいた。この案件は、予定価格が基準額の2000万円を超えるため、一般競争入札で、予定価格を事前公表して入札を行なった。また、区内業者限定発注の基準額1億5000万円を超えるため、区外事業者も参加可として入札を実施した。

★委員会最終意見

入札手続は、適切に実施されている。

●抽出案件2

道路新設（改良）工事（その2）

（事務局）

この案件については、落札率が100%であるということで抽出いただいた。この道路工事案件については、4社が入札をしたが、落札業者以外の3社全てが最低制限価格を下回ったため、結果、この1社が落札となった。予定価格が事前公表となっているため、今回、

たまたま、予定価格と同額で入札をしていたこの会社が、そのまま落札となった。この工事を含めて、予定価格 2000 万円を超える工事は全て予定価格が事前公表しているの、予定価格と同額で入札すること自体は、ありえることである。

(委員)

これはかなりきつい最低制限価格だったのか。

(事務局)

最低制限価格については、案件毎に設定しているが、これについて特に通常の案件とは異なる形とはなっていない。

(経理用地課長)

若干補足させていただくと、土木工事は総価契約にしても単価契約にしても、先程の資料にもあるように落札率はだいたい 80% 台で推移している。事業者は、最低制限価格がそれを若干下回るラインで設定されていると類推していると思われる。

今年度を見るとこれだけが高落札率であったわけだが、競争のなかで最低制限価格をわずかに下回って失格する事業者が複数いた一方で、最低制限価格を下回らずに残った 1 社がたまたまこうした応札額だったということである。また、経過調書を見ると、応札した事業者以外は辞退者が多くいた案件である。辞退した業者の前後の受注状況を確認すると、この時期は土木の大型案件が集中的に発注されていることもあり、受注制限があるので、比較的高額の案件に札を入れて、それ以外の案件については手をあげてみたが、辞退しているという状況がある。最低制限価格の失格と辞退者の動向によって、結果的にこの業者が落札になったと考えている。

★委員会最終意見

入札手続は、適切に実施されている。

●道路維持（舗装側溝）工事（その 5）単価契約【ほか複数案件】

(事務局)

道路維持工事を地域別に 4 つに分離して発注している案件である。同様の案件であるため、開札については 4 件同時に締め切り、1 件ずつ開札をし、落札者が出たら次の案件に移るとい形で開札をしている。単価契約については、予定価格は入札前も入札後も公表していないが、毎年、ほぼ同じ内容で発注されている案件であるため、各社とも過去の落札価格を念頭に最低制限価格の設定を踏まえて入札しているものと考えられる。従って、どの案件も最低制限価格をぎりぎり上回る参加者が落札するという結果になった。

(委員)

失格が多いが、最低制限価格の見直しなどを考えることはないか。

(経理用地課長)

昨年はこの土木工事の単価契約については、非常な叩きあいになっていたため、最低制限価格を今年度初めて導入した。

最低制限価格の主旨は、ダンピングの防止と品質の確保である。昨年のような落札率では品質の確保も難しくなるだろうという判断と、業者が無理して受注することで体力を消耗して、結果的に優良な業者が練馬区に残っていけなくなるような状況は避けなければいけないということで、最低制限価格の導入を単価契約でも図ったということである。

時間の経過とともに、最低制限価格の設定について、おおむね業者がわかってきたので、その前後でもってぎりぎりの札を入れてくる状況になっている。最低制限価格をさらに下げたとしても、結果は、去年の低落札率をみる限りにおいては、その下がった最低制限価格周辺での入札となり、失格が少なくなるとは限らないと考えている。最低制限価格で失格者が出ることについて、それだけで問題があるとは考えていないが、より適正な入札、契約になるような発注方法などで工夫をしていく余地は当然あると考えている。

(委員)

これはだいたい毎年あるような案件か。

(経理用地課長)

4つというのは、土木出張所が現在区内に4つあり、その単位ごとに契約を行っており、毎年継続している案件である。

(委員)

毎年やらなければいけないことか。

(道路公園課長)

基本的には、道路をもっているかぎり、道路の維持補修というのはつきものである。維持補修工事の契約は、緊急性および点在性というところから単価契約としている。それに関しては毎年、道路管理者の責任で行う工事である。

★委員会最終意見

入札手続は、適切に実施されている。

●特別区民税・都民税普通徴収分の口座振替依頼書の購入（単価契約）

(事務局)

今回、特別区民税・都民税普通徴収分の口座振替依頼書の購入について、落札した事業者が区外事業者となったことの原因、経過について確認したいということで、抽出していただいた。

特別区民税・都民税は住民税ともいうが、この住民税について、区から送付した納付書を銀行等の窓口までお持ちいただいて支払っていただく方法ではなく、区民の方の銀行等の口座から、直接、住民税の引き落としを行って、区へ収納する手続きを申し込むための書類が口座振替依頼書となる。

特別区民税・都民税普通徴収分の口座振替依頼書は、本人控、金融機関等提出用、担当課控など4枚複写の様式になっており、筆圧の弱い方でも確実に複写ができるように、3枚目裏側にカーボンがついている。

今回の契約案件に求められる営業種目の「印刷」のうち、取扱品目で「カーボン」を登録している区内事業者が2社のみであるため、カーボン印刷の受注が可能な区外事業者を加えて指名を行い、例年入札を行っている状況である。

(委員)

こういうものをできる業者はもともと少ないのか。

(事務局)

以前は、複写式の場合はカーボンが主流であったが、現在は感圧式の複写用紙が主流になっている。区内事業者にカーボン印刷の見積を取ろうとしても、応じるところがないという状況である。

(委員)

入札経過調書の4番目、5番目は入札の金額の入れ方を間違ったのか。

(事務局)

今回は単価契約だったが、前年度までは総価契約で発注している案件だったので、間違っただけで総価で入れてしまったと思われる。

(委員)

それは説明不十分だったわけではなく、ちゃんと明示をしたのに間違えたのか。

(事務局)

件名にも単価契約と入っており、指名した際の案件の概要でも「単価での入札をお願いします」との案内をしている。

★委員会最終意見

入札手続は、適切に実施されている。

●練馬区立小学校のプール清掃

●練馬区立中学校のプール清掃

(事務局)

この案件については、同じプール清掃にも関わらず、小学校と中学校の2つの案件で落札率に差があるとの観点から、抽出していただいた。

履行場所としては小学校で63校、中学校で33校となっており、例年同じ時期に、学校数の変動はあるが、同じ内容で発注している案件となる。

指名業者については、営業種目「一般清掃」に登録している事業者のなかから、小学校で6社、中学校で5社を指名しており、この2つの案件で事業者がだぶらないように指名を行っている。また例年の案件でもあるので、年度ごとでも指名業者を入れ替えている。

予定価格については非公表としているが、指名された各事業者とも、おおむね例年の落札価格を念頭に入札していると考えられる。

2つの案件の落札率の違いについては、入札参加者が受注意欲に応じて見積もりを行い、入札しているため、落札率に差が出たものと思われる。

(委員)

だぶって入札しているところはないのか。

(事務局)

小学校と中学校で同じ日に入札となっており、だぶらないように指名をしている。

(委員)

例年のやりかたということだが、小学校が63校で中学校が33校で、数字にすると倍である。同じ工期で仕事をするということだが、無理はないのか。小学校、中学校の校数に応じた工期の設定が必要ではないのか、その点はどうか。

(施設給食課長)

工期については学校プールなので、プールの開始前までに終了することを条件として、設定している。小学校63、中学校33ということで、中学校は小学校のだいたい二分の一の校数になるが、校数にかかわらず、それぞれ工期までに間に合う形での契約をお願いしている。あくまでも学校のプール開始時期までに間に合わせるということ条件を承諾したうえで入札していただいていると理解している。

(委員)

業者の受注機会の均等、工期的なことも考え、小学校全校を1業者ということではなく、例えば中学校の規模にあわせて2つの案件に分けた方が、場合によっては入札で落札率が下がる可能性もある。なぜ、一括して小学校を出さなければいけないのか。

(施設給食課長)

例えば、学校の清掃業務、それ以外にもトイレの清掃、じゅうたんの清掃等があるが、基本的にはプール清掃と同様の発注の仕方である。プールは工期について開始時期の指定があるが、小学校、中学校の単位で分けて、予算の費目にあわせ、それぞれ一括して発注しているのが現状である。

(委員)

小学校一括で発注するメリットはあるのか。分けるとまずいという理由はあるのか。

(施設給食課長)

全校を同じ業者にしてもらう方が、学校への連絡、通知等を含めて効率的な部分があるため、分割しないでやってきた。

(経理用地課長)

施設給食課長が申し上げたとおり、余程規模が大きく、金額が大きなものでないかぎり、各学校に共通する同じような取扱いをする案件については、小学校単位、中学校単位で発注されているのが通例である。しかし、去年の例でいえば、当委員会でも議論になった地上デジタルテレビの案件については、区内の小規模事業者を受注の機会を与えようということで、小学校、中学校のエリアごとに分割して発注した。この件についても同様に分離できれば受注機会が広く与えられるだろうというご指摘かと思う。この案件については所管課で設定した区分を基本にやってきたが、ご指摘いただいたように、落札率に差が出ているので、それを分析して、現場で問題でないのであれば、工夫していきたい。これについては所管課と調整させていただきたい。

(委員)

今の質問に関連するが、小学校も中学校も同じプールなので、逆に言うと、単価設定はできないのか。

(施設給食課長)

予算要求の段階では、小学校も中学校も全く同じ規模だと基本的には考えている。プールと付属の更衣室とか、プールに関するものを全て清掃するというので、総価契約ではあるが、1校あたりいくらということ積算している。基本的には小学校も中学校も同じ

単価でと考えると、例年予算要求をしている。

(委員)

そういう状況でありながら、入札の状況は小学校の方はほぼ同じ、中学校の方は随分ばらけている、このへんの状況はどういうことが想像できるか。

(経理用地課長)

冒頭、担当から説明したとおりであるが、毎年、小学校、中学校の参加業者については、入れ替えて指名をしている。また、同年度の小学校、中学校の指名業者についても重ならないようにしており、私どもとしても競争性が確保できるような状況をつくっている。その結果、中学校についてはきびしい競争となり、1社を除いて実績業者を含めた各社がぎりぎりの価格を出してきたと思われる。小学校の入札においては、昨年と異なる業者が受注しているが、昨年度の受注額が一つの目安になった競争になったものと考えている。ご指摘は、できるだけ競争性が発揮される工夫をということだと思っているので、今後、所管と協議していきたい。

(委員)

小学校と中学校では、違う業者がばらけて、毎年、中学校へ行ったり、小学校へ行ったりするのか。

(経理用地課長)

そのとおりである。

(委員)

仮に中学校の入札に参加した業者が、小学校の入札に入れば小学校の方が低くなった可能性もあると理解してよいのか。

(経理用地課長)

そういう可能性はある。

★委員会最終意見

入札手続は、適切に実施されている。

以上